

W i - F i 機能付き自動販売機について

1 W i - F i の整備目的

自動販売機設置に伴い、県有施設に無線LANアクセスポイントを設置し、通信キャリアを限定しないW i - F i を提供することにより、利用者等の利便性向上を図るとともに、災害時における通信手段の確保を目的とする。

2 W i - F i 機能付き自動販売機を設置する場合の遵守事項

- (1) W i - F i 機能付き自動販売機（内蔵型・付設型は問わない）周辺において、以下の条件を満たしたサービスを提供すること。
 - ① 通信キャリアを限定せずW i - F i に対応した全ての端末（スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン等）で、利用者等がインターネットに無料で接続（利用者ごとに接続時間の制限がある場合は、1回当たり最低30分以上）できること
 - ② メールアドレスの登録等、セキュリティ確保のための認証機能を備えていること
- (2) 県有施設外から対象となる自動販売機に内蔵又は付設した無線アクセスポイントまでのインターネット回線の引き込み及び機器の設置等については、自動販売機設置公募の参加申込者において、応募までに、当該インターネット回線の引き込み及び機器の設置等が可能か確認の上、その方法について疑義がある場合は、下記の担当部署に連絡すること。
 なお、香川県の既設のインターネット回線の利用は認められない。

物件番号	財産名称	担当部署	電話番号
4	栗林公園	香川県交流推進部交流推進課	087-832-3359
5	道の駅「しおのえ」	香川県土木部道路課	087-832-3531
6	高松南警察署	香川県警察本部会計課	087-833-0110

- (3) 自動販売機設置事業者募集要項及び自動販売機設置に係る仕様書に示す設置箇所及び設置台数の範囲内であれば、W i - F i 機能付き自動販売機の設置箇所及び設置台数は問わない。なお、物件番号1～3の自動販売機については、W i - F i 機能に係る提案の対象外とする。
- (4) 利用者等が自動販売機のW i - F i 機能を利用してインターネットに接続できるサービスを提供するための一切の経費（初期工事費、通信回線料、プロバイダ料、回線接続装置代、無線アクセスポイント代、運用・保守費、その他の経費）は、設置事業者の負担とする。
 なお、回線接続装置、無線アクセスポイント等の電気使用量を計る子メーターは、自動販売機用と兼用とする。
- (5) 設置予定事業者がインターネット回線を県有施設内に引き込む場合は、別途、当該回線敷設に必要な面積等については、物件番号4については、都市公園法（昭和31年法律第79号）による設置許可を受け、香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）に定める使用料を、物件番号5については、道路法（昭和27年法律第180号）による占用許可を受け、香川県道路占用料条例（昭和28年香川県条例第21号）に定める占用料を、納入する必要がある。
- (6) 県有施設内におけるインターネット回線、回線接続装置、無線アクセスポイント等の施工ルートや施工方法等については、施設管理者の指示に従うこと。
- (7) 設置予定事業者は、香川県と協議の上、原則として令和4年4月1日（金）から令和4年4月28日（木）の間（土日・祝日以外の平日で、午前8時30分から午後5時15分まで）に、インターネット回線、回線接続装置、無線アクセスポイント等を施工すること。ただし、施設管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (8) 自動販売機のW i - F i 機能を利用したインターネット接続サービスの提供に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、公衆無線LANサービスとしての適切なセ

セキュリティ対策等を講じること。

- (9) 自動販売機のW i - F i 機能を利用したインターネット接続に係る利用者等からの問合せ等に対応すること。また、問合せ先については、自動販売機への張り紙等により明示すること。